

第2回策定委員会	資料1
平成29年10月24日	

## 北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画策定基本方針

### 1 計画策定の目的と根拠

市町村は、老人福祉法第20条により、「高齢者福祉計画」を定めることとされています。また、介護保険法第117条により、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）に即して、3年を一期とする「介護保険事業計画」を定めることとされています。そして、介護保険事業計画の基本的（必須）記載事項として、①日常生活圏域、②各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、③各年度における地域支援事業の量の見込み、④被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組み及び目標設定（新設）を記載することが示されています（同条第2項）。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画については、両計画の一体的な作成が規定されていることから、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする、「北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）として策定します。

### 2 北本市における高齢化の状況と国の動き

我が国では、人口の高齢化が急速に進行し、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には、国民の5人に1人が75歳以上となると予測され、世界に例のない超高齢社会を迎えます。北本市の65歳以上の高齢者人口は平成29年4月1日現在、19,764人となり、高齢化率は29.3%です。平成37年では21,052人となり、高齢化率は33.8%と推計されています。

国は、平成29年6月2日に介護保険法の一部を改正し、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を明記するとともに、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。

また国は、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組み及び医療・介護連携の推進のほか、地域共生社会の実現に向けた取組み等による地域包括ケアシステムの深

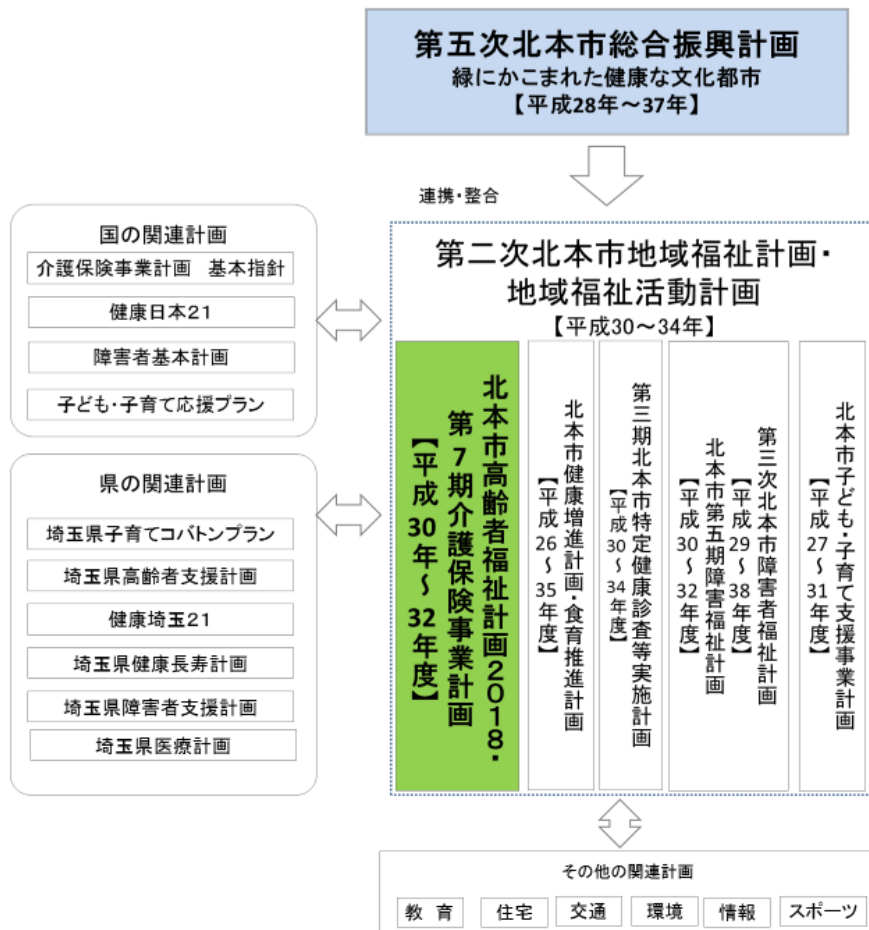
化・推進をめざすこととしており、地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化が求められています。

### 3 第7期計画の重点目標

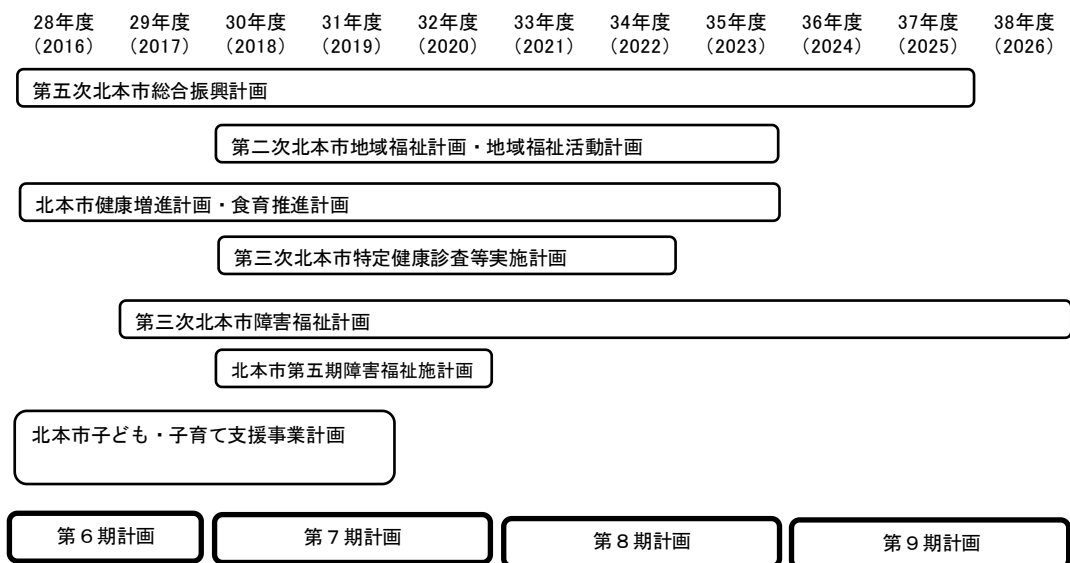
北本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めており、平成28年度より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

第7期計画においても、地域共生社会の実現に向けて、この取り組みをさらに推進し、高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしができる社会の仕組みである、地域包括ケアシステムの深化・推進を第7期計画の重点目標とします。

### 4 上位・関連計画及び国等の政策との関係



## 5 計画期間



## 6 市民参加

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

- ①調査対象：市内在住の満65歳以上(要介護1～5の方を除く)の方を対象に1,500名を無作為抽出
- ②調査方法：郵送
- ③調査期間：平成29年2月3日(金)～平成29年2月17日(金)

### (2) 在宅介護実態調査の実施

- ①調査対象：市内在住の要支援1、2、要介護1～5の方を対象に700名を無作為抽出、更新申請訪問時に聞き取り調査を200件実施
- ②調査方法：郵送、聞き取り
- ③調査期間：平成29年2月3日(金)～平成29年2月17日(金)

### (3) 介護サービス提供事業者調査の実施

- ①調査対象：北本市民にサービスを提供している事業所48事業所
- ②調査方法：郵送
- ③調査期間：平成29年2月3日(金)～平成29年2月17日(金)

(4) 北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画策定委員会委員に公募委員の参加

- ①参加人数：2名
- ②開催回数：4回（予定）
- ③開催日：平成29年8月、10月、11月、平成30年2月（予定）

(5) パブリックコメントの実施

- ①実施時期：平成29年12月～平成30年1月（予定）
- ②実施方法：文書、メールにて受付

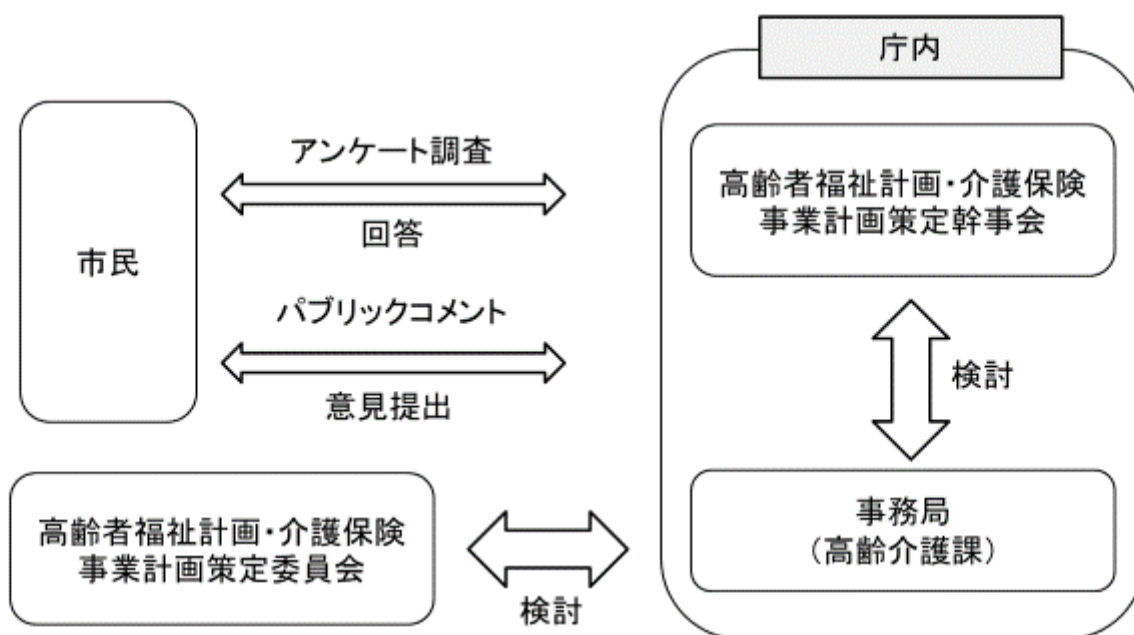
## 7 策定体制

(1) 外部検討組織

北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画策定委員会

(2) 内部検討組織

北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画策定幹事会



## 8 計画書の構成

北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画記載項目

※かっこ内は記述する内容 囲み部分は7期計画の論点整理をもとに追加したもの

### 第1部 総論

#### 第1章 計画の趣旨と概要

(計画の趣旨、計画の概要)

#### 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

(高齢者を取り巻く現状、実態調査等からみた高齢者の現状と課題)

#### 第3章 基本理念と基本目標

(基本理念、基本目標、施策の体系、介護予防・重度化支援防止等の取組内容・目標、介護給付等の適正化への取組及び目標)

### 第2部 各論

#### 第1章 健康に暮らせるまち

(健康づくりの支援)

#### 第2章 生きがいを持てるまち

(就業への支援、社会参加への支援)

#### 第3章 地域包括ケアシステムの構築

(地域支援体制の充実、地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進、  
介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・  
介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の住居安定に係る施策との連携、  
埼玉県医療計画との連携)

#### 第4章 高齢者にやさしいまちづくり

(支え合いの仕組みづくり (地域住民と行政等の協働による包括的支援体制作り)、  
権利擁護、相談体制の充実、地域課題の検討、外出環境の整備、災害等安全対策の推進)

## 第5章 福祉サービスの充実

(自立を支えるサービスの充実、介護者への支援 (介護離職ゼロの実施))

## 第6章 介護保険事業の基本方針

(基本方針、新たな介護保険制度の概要、日常生活圏域の設定、第6期における保険給付の実績)

## 第7章 介護保険サービスの充実

(サービスに関する情報提供、サービス提供体制の整備、サービスの質の確保、人材の確保及び資質の向上、負担軽減への支援)

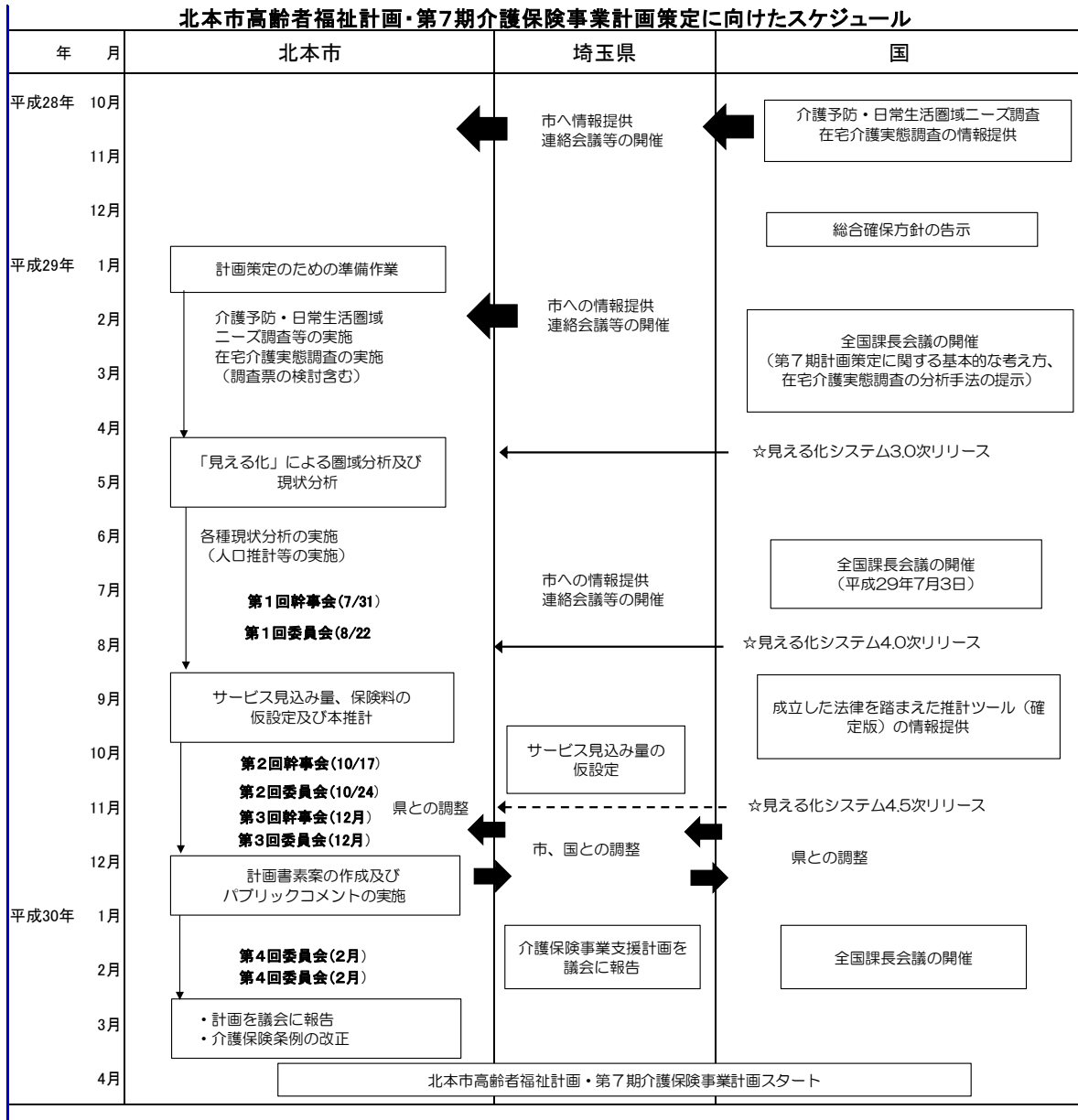
## 第8章 介護保険事業費等の見込み

(サービスごとの給付実績と見込み、地域支援事業の実績と見込み)

## 第9章 介護保険給付費等の見込み

(介護保険事業費算定手順、介護保険給付費の見込み、地域支援事業費の見込み、第1号被保険者の介護保険料の設定)

## 9 スケジュール



## 10 介護保険事業計画の論点整理

### 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により新たに計画で検討が必要となる論点

#### (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

自治体が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ①国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ②地域包括支援センターの機能強化（区市町村による評価の義務づけ等）
- ③認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）

#### (2) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等

自治体による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

#### (3) 埼玉県医療計画との連携

#### (4) 「介護離職ゼロ」の実施について

### 2 国の基本指針の見直しにより新たに計画で検討が必要となる論点

#### (1) 地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定

（基本的記載事項・新設）

#### (2) 地域ケア会議の推進（任意的記載事項・新設）

#### (3) 人材の確保及び資質の向上（任意的記載事項・新設）